

令和元年9月30日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和元年8月分)について

令和元年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和元年8月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和元年8月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが21件、平成30年度が39件、平成29年度が9件、平成28年度が3件、平成27年度が4件、平成26年度以前が36件、合計112件（市区町村において発生した9件、委託業者等が発生させた14件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な97件について、一覧で事象をお示ししています。

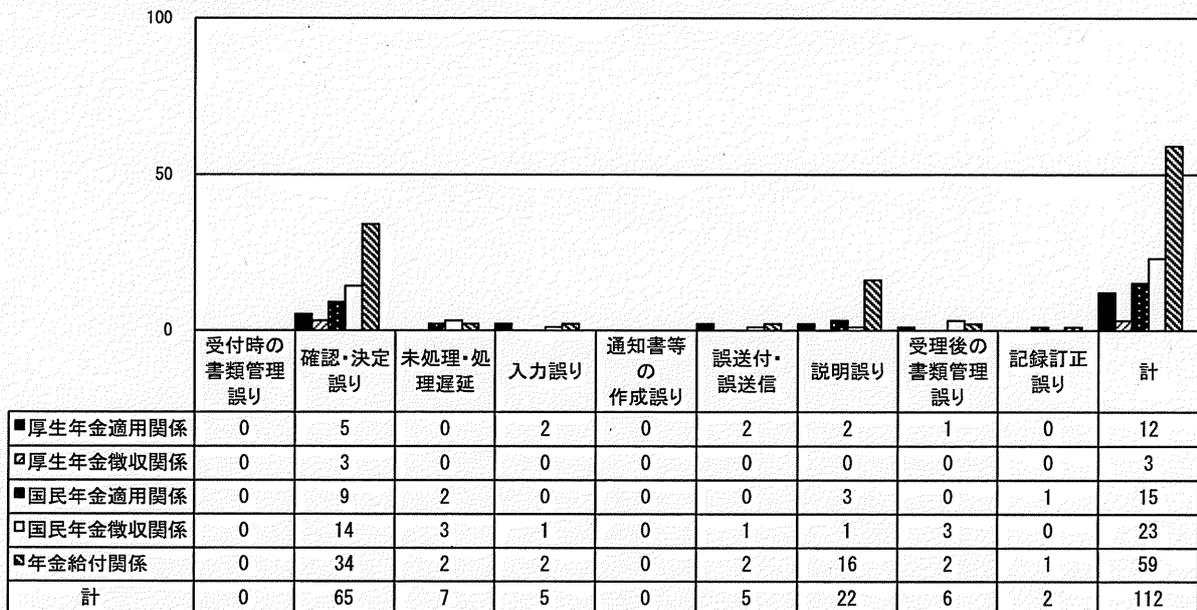
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計	
件数	26(2)	1	0	3	2	0	3(1)	1	4(1)	3	9(2)	39(12)	21(5)	112(23)
割合	23.2%	0.9%	0.0%	2.7%	1.8%	0.0%	2.7%	0.9%	3.6%	2.7%	8.0%	34.8%	18.7%	100.0%

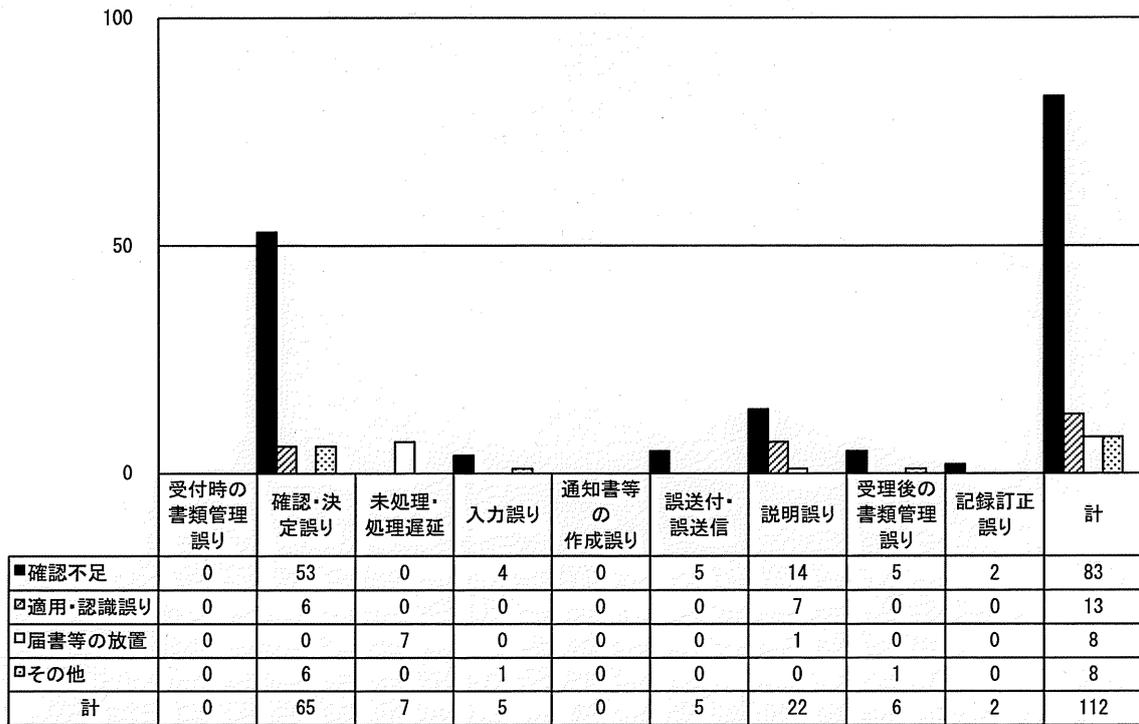
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

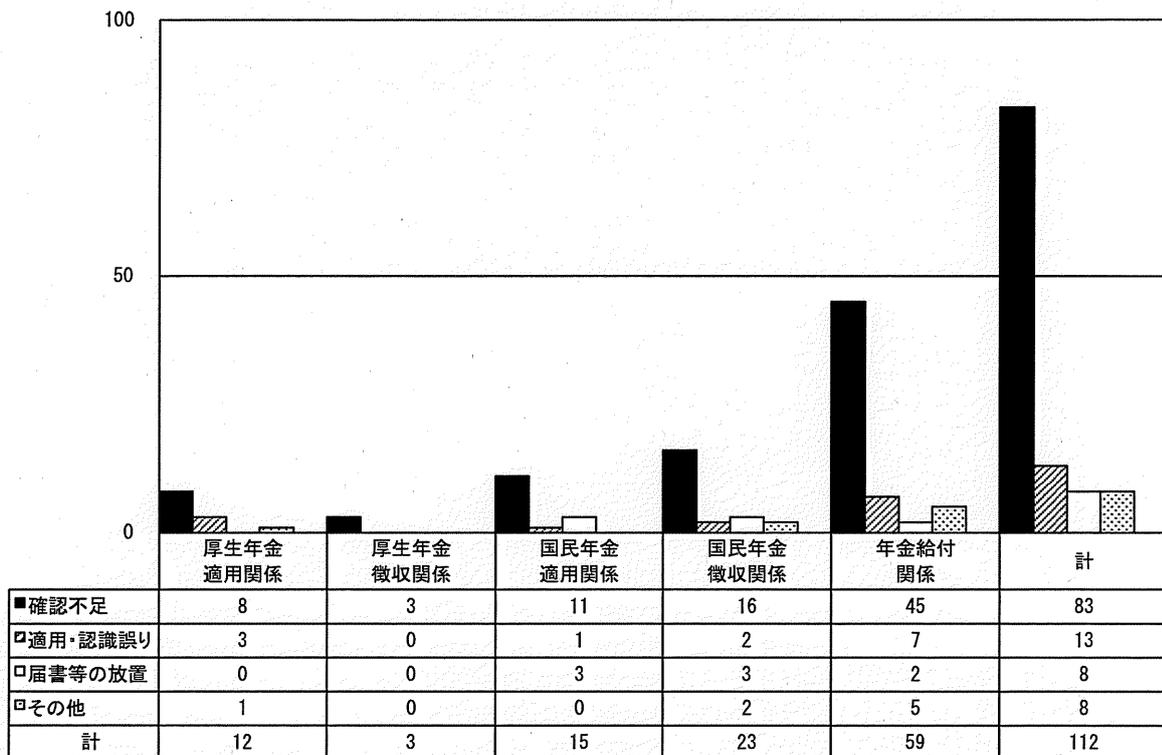
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



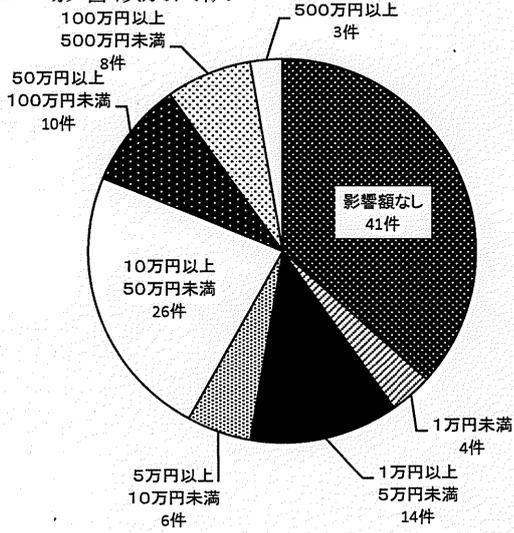
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

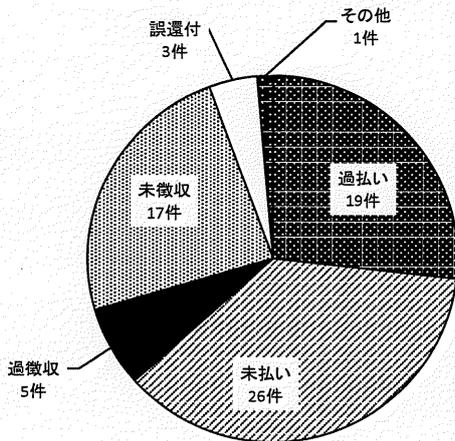


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		6	1	6	11	17	41
1万円未満		0	1	1	1	1	4
1万円以上 5万円未満		1	0	1	4	8	14
5万円以上 10万円未満		0	0	3	0	3	6
10万円以上 50万円未満		3	0	3	7	13	26
50万円以上 100万円未満		1	1	1	0	7	10
100万円以上 500万円未満		1	0	0	0	7	8
500万円以上		0	0	0	0	3	3
計		12	3	15	23	59	112

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	19件	9,437,082	496,688
未払い	26件	44,621,226	1,716,201
過徴収	5件	1,285,490	257,098
未徴収	17件	3,052,811	179,577
誤還付	3件	322,090	107,363
その他	1件	1,197,148	1,197,148
計	71件	59,915,847	843,885

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと過徴収	1件	1,197,148円
---------	----	------------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	63件	56.3%
外部	49件	43.7%
計	112件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払いの別)	令和元年9月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	26件	712万円	105,146件	605.4億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	8件	1,732万円	400件	1.2億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	275万円	1,561件	12.4億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	4件	481万円	155件	2,429万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	72万円	88件	579万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	2件	1万円	2件	1万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	1件	437万円	174件	4,038万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	238件	3,815万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	11件	972万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	1件	24万円	1,413件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	17件	456万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	0件	0円	196件	1.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	65件	260万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	19件	4,175万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	22万円	23件	1,415万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	105件	1.0億円	21,416件	11.8億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	65件	2.6億円	357件	5.5億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	6件	2,551万円	252件	10.0億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	5,384件	9,404万円	60,699件	10.5億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※上記の他、項番29については、本人に届書を提出していただくためのお知らせ文書の送付を開始しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和元年8月分の事務処理誤り一覧(1～16ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～12
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 13
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号 14～26
4. 国民年金徴収関係	6P	整理番号 27～46
5. 年金給付関係	9P	整理番号 47～97

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(17～19ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年7月5日	2019年5月30日	<p>○内部点検により、委託業者が資格喪失届の受付処理時に確認を誤り、他の届書の添付書類としたため資格喪失届の処理がされず、保険料の過徴収及び年金の過払いがあることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付し、年金の過払いについては返納の処理を行いました。</p> <p>●委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。</p>	1事業所 1名	その他	1,197,148
2	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年7月12日	2019年7月4日	<p>○内部点検により、算定基礎届の報酬の平均額の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、算定基礎届の平均額の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	40,858
3		入力誤り	福島	東北福島	2016年7月28日	2019年6月12日	<p>○事業所から問合せがあり、算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	209,896
4	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年7月3日	2019年7月25日	<p>○事業所から問合せがあり、賞与支払届の加入区分の確認不足により、健康保険のみ加入者として処理するところ誤って70歳以上被用者として処理をしたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、賞与支払届の加入区分の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	144,843
5	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福島	郡山	2018年9月5日	2019年6月28日	<p>○事業主から問合せがあり、処理手順の確認不足により、二以上事業所の報酬を合算した月額変更届を作成すべきところ、一事業所分で処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者の月額変更届の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	171,382
6	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2019年1月7日	2019年7月26日	<p>○事業主から問合せがあり、委託業者における70歳以上被用者該当届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、70歳以上被用者該当届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	過払い	826,696
7	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2018年11月28日	2019年4月19日	<p>○事業主から問合せがあり、処理手順の確認不足により、健康保険被保険者適用除外不承認通知書を手作業で作成すべきところ、自動作成されるものと誤認していたため、健康保険被保険者適用除外不承認通知書が作成されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業主にお詫びの上説明し、通知書を作成・送付しました。</p> <p>●担当部署において、健康保険被保険者適用除外の不承認の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	厚生年金適用関係届書の誤り	説明誤り	東京	品川	2018年 9月3日	2019年 7月1日	○事業主から問合せがあり、健康保険の適用除外に関する申請は遡及して行うことができないにもかかわらず、遡及して申請可能と案内していたため、期限内に申請手続きが行われず、健康保険の適用除外が承認されていないことが判明しました。 ●担当者が事業主にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、健康保険の適用除外の制度の確認を徹底し正しいご案内をするよう周知しました。	1事業所	なし	0
9			新潟	三条	2019年 7月頃	2019年 7月18日	○事業主から問合せがあり、任意適用年月日についての認識が不足し、適用を希望する日に新規適用届を提出いただくよう案内しなかったことにより、希望する日より前に申請が行われたため、希望日より前に新規適用されていることが判明しました。 ●担当者が事業主にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意適用事業所の新規適用の際には希望する適用年月日の確認を徹底し正しいご案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
10	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域 事務センター	2019年 7月18日	2019年 7月22日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の賞与支払届総括表の控えが混在して送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した賞与支払届総括表の控えを回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
11			新潟	事務センター	2019年 6月21日	2019年 6月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の決定通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した決定通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
12	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	熊本	熊本東	2018年 6月13日	2018年 6月28日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から被扶養者異動届が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。被扶養者異動届を再度ご提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
13	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2019年 2月20日	2019年 4月11日	<p>○内部点検により、高齢任意加入者の保険料の調査決定において事業主の同意の有無の確認不足により、不同意の方に誤って子ども子育て拠出金を決定したため、子ども子育て拠出金が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、高齢任意加入者の保険料の調査決定における事業主の同意の有無の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	1,160

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
14	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	相模原	1996年 4月1日	2018年 5月31日	<p>○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金資格取得届を受領する際の資格取得年月日の確認が不足し、誤った資格取得年月日を登録したため、納付書が発行されず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。</p> <p>●市町村に対し、国民年金資格取得届を受領する際の資格取得年月日の確認を徹底するよう依頼しました。</p>	2名	未徴収	23,400
15	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	宮城県	仙台北	2018年 11月22日	2019年 4月4日	<p>○担当部署で確認したところ、市町村において国民年金喪失要件の確認が不足し、誤って不必要な国民年金資格喪失届を受領していることが判明しました。</p> <p>●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●市町村に対し、国民年金資格喪失要件の確認を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0
16	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	1969年 3月頃	2018年 3月28日	<p>○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	186,390
17			大分	別府	2015年 8月4日	2019年 6月4日	<p>○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	16,760
18			兵庫	加古川	2016年 9月15日	2019年 4月22日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、口座振替通知が送付されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格喪失予定年月日の登録を行い、正しい金額でのお支払いをしていただきました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書の処理後のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
19			佐賀	佐賀	1987年 1月8日	2019年 5月23日	<p>○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	422,660
20			宮城県	石巻	1989年 3月2日	2019年 7月9日	<p>○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	3,600

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
21	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	千葉	市川	2013年 9月22日	2018年 6月19日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間として保険料の納付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	841,310
22			宮城	仙台南	2016年 2月8日	2019年 3月8日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
23	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	長崎	佐世保	2019年 5月16日	2019年 6月24日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、国民年金の資格取得処理を漏らしたため、年金が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	誤還付	159,600
24	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	記録訂正誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2019年 6月7日	2019年 6月24日	○市町村から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を受領する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付し、処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
25	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	兵庫	加古川	2017年 7月5日	2019年 7月23日	○市町村から連絡があり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金任意加入申出書の進捗漏れが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
26			岩手	一関	2018年 12月20日	2019年 4月24日	○市町村から連絡があり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金任意加入申出書の進捗を漏らしたため、任意加入の処理が行われず、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	誤還付	64,830

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
27	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2017年10月10日	2019年4月23日	○お客様から問合せがあり、付加保険料特例納付申込書を処理する際の確認が不足し、付加保険料納付書作成の処理が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、付加保険料納付申出時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
28	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2018年6月頃	2019年1月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について審査に時間を要し、半額免除を承認したため、時効により保険料を納付することができず、保険料が未徴収となっている期間が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	38,150
29			香川	高松広域事務センター	2019年6月14日	2019年6月25日	○市町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、誤った期間で免除を承認していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
30			宮城	仙台南	2019年3月11日	2019年6月7日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除の案内をする際に免除制度の確認不足から、本来免除申請を行えないにもかかわらず、免除申請の案内をしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	2名	なし	0
31	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	1965年10月1日	2019年3月27日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除とし、年金の決定を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	117,000
32			岩手	一関	2008年10月15日	2019年7月29日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除として決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
33	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2019年1月7日	2019年6月5日	○お客様から問合せがあり、海外からの転入時の国民年金口座振替の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、保険料の口座振替が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様は保険料の免除申請を行ったため、結果として未徴収は発生しませんでした。 ●担当部署において、海外からの転入時の国民年金口座振替の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
34			群馬	高崎広域事務センター	2019年1月15日	2019年4月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入時の国民年金口座振替記録の確認が不足し、誤って国民年金口座振替申出書を処理不要としてしまったため、前納保険料が口座振替されず未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入時の国民年金口座振替記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	388,860

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
35	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟西	2019年 1月15日	2019年 5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入時の国民年金口座振替の処理の確認が不足し、口座振替納付の処理が遅れたため、前納保険料が口座振替されず未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入時における国民年金口座振替の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	379,640
36			埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 2月22日	2019年 5月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入時の国民年金口座振替の処理手順の確認が不足し、誤って国民年金任意加入処理の前に口座振替納付の処理を行ったため、口座振替情報が任意加入記録に引き継がれず、前納保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入時の国民年金口座振替の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	388,860
37	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	滋賀	彦根	2019年 3月8日	2019年 4月3日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料前納納付申出について確認が不足し、誤った期間の前納納付書を送付したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	110,250
38			滋賀	彦根	2019年 3月27日	2019年 4月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入処理時の確認が不足し、前納希望のお客様に前納保険料納付書を送付していなかったため、納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書発行の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	144,700
39			静岡	浜松西	2019年 7月3日	2019年 7月4日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料納付書を作成する際に、納付書作成期限の確認が不足し、期限までに入力処理が行われなかったため、正しい期間の納付書が発行されず、保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	165,650
40	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	高知	高知東	2019年 5月31日	2019年 6月3日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書を送送する際に、他のお客様の国民年金追納勧奨状を同封し送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金追納勧奨状を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
41	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお知らせの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	17名	なし	0
42			埼玉	所沢	2007年 6月6日	2014年 3月5日	○担当部署で処理済の届書の点検を行った際に、国民年金保険料免除申請書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
43	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	江東	2006年 6月21日	2011年 7月13日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するように周知しました。	13名	なし	0
44		受理後の書類管理誤り	千葉	千葉	2019年 4月頃	2019年 7月31日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、国民年金を喪失されていたため、再提出は不要でした。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
45			群馬	高崎広域 事務センター	2018年 12月27日	2019年 2月8日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
46			東京	渋谷	2018年 11月14日	2019年 2月21日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、書類の管理不足から、国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2003年 5月30日	2018年 8月10日	<p>○遺族年金請求時の記録確認により、年金相談センターにおいて合算対象期間の確認が不十分なまま年金請求書を受付したため、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定し、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	290,542
48		説明誤り	北海道	小樽	2013年 8月頃	2018年 11月12日	<p>○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、年金記録の判明時に通算老齢年金の請求についてお客様に案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、記録判明時における事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	1,686,930
49	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	香川	善通寺	1993年 5月27日	2019年 2月26日	<p>○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	115,105
50			北海道	新さっぽろ	2017年 8月10日	2018年 4月26日	<p>○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	93,869
51			静岡	静岡	1988年 3月24日	2019年 2月1日	<p>○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	291,973
52			埼玉	川越	2004年 10月15日	2017年 11月16日	<p>○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に法定免除記録の登録を漏らし決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	27,728
53			千葉	市川	2007年 9月13日	2017年 10月18日	<p>○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	583,269

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
54	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	1995年 5月11日	2018年 12月11日	<p>○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、昭和61年4月以降の厚生年金被保険者記録については、共済組合期間と重複しないように厚生年金被保険者記録を訂正した上で老齢年金を決定すべきところ、訂正せずに老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	19,918
55	老齢年金の繰上げの誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	2017年 6月6日	2019年 2月8日	<p>○共済組合から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、退職共済年金の定額部分が支給されているため、老齢基礎年金の全部繰上げ請求か一部繰上げ請求のどちらを請求するかを確認すべき方に対し、意思を確認することなく全部繰上げ請求の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に意向を確認の上訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金の繰上げ請求があった際は、年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	641,527
56	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2018年 4月3日	2018年 8月29日	<p>○機構本部から連絡があり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	3,882,055
57	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2011年 5月16日	2017年 9月26日	<p>○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、共済組合が支給する老齢年金が繰下げ請求されているため、機構が支給する老齢年金も繰下げする必要があるにもかかわらず、65歳支給の年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	13,817
58	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2014年 11月26日	2019年 5月7日	<p>○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず遺族基礎年金を決定せず死亡一時金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	6,311,263
59	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2018年 5月17日	2018年 12月21日	<p>○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	未払い	362,559

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
60	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	1994年 3月10日	2014年 7月17日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、お亡くなりになった方が受給していた老齢年金の計算の対象となっている厚生年金被保険者記録が配偶者が受給している遺族厚生年金の計算の対象となっていないため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	781,323
61			茨城	土浦	1993年 3月頃	2018年 6月5日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、長期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,065,993
62		説明誤り	静岡	浜松西	2008年 9月16日	2018年 6月19日	○お客様から問合せがあり、年金相談時における受給要件の確認不足から、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、遺族厚生年金が請求できることを説明していなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	207,054
63			兵庫	西宮	2010年 11月11日	2018年 8月8日	○老齢年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、遺族厚生年金が請求できることを説明していなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,681,873
64			愛知	中村	2018年 2月2日	2018年 2月21日	○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が長期要件の遺族厚生年金を請求できる方に対し、短期要件の遺族厚生年金の年金額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
65			障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2010年 5月31日	2019年 1月21日	○機構本部から連絡があり、障害年金審査時の確認不足から、障害等級1級の障害年金を決定すべきところ、2級の障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名
66	本部	障害 年金センター			2011年 9月29日	2019年 4月8日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級1級として障害年金を決定すべきところ、2級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	849,108

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
67	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	愛知	中村	2018年 1月30日	2018年 3月5日	○機構本部から連絡があり、年金相談時における納付要件の確認不足から、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
68			山梨	竜王	2018年 10月19日	2019年 6月27日	○担当部署において確認したところ、年金相談時における納付要件の確認不足から、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
69	加給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	守口	2008年 7月1日	2019年 8月7日	○担当部署において確認したところ、届書受付後の確認不足から、老齢年金請求時に加給年金額加算開始事由該当届を同時に受付したにもかかわらず、老齢年金請求書の処理のみを行い、加給年金額加算開始事由該当届の処理を行わなかったため加給年金が加算されず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,551,885
70	再裁定の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2009年 10月頃	2019年 1月10日	○年金相談センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を漏らしていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	22,684
71			神奈川	事務センター	1992年 3月12日	2018年 12月27日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、受給権発生月の厚生年金被保険者記録の登録が漏れたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	74,182
72			大阪	天満	2010年 9月3日	2018年 11月22日	○担当部署において確認したところ、記録判明に伴い再裁定を行った際に、脱退手当金支給済期間のため年金額の計算の対象にはしない期間を対象に含めて再裁定を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	315,277
73			栃木	栃木	2009年 2月26日	2019年 1月4日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定後に受給権発生前の期間の賞与が登録されたにもかかわらず、年金の再裁定を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に賞与支払届が処理された場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	131,994

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
74	年金選択の誤り	確認・決定誤り	北海道	帯広	2018年 3月1日	2018年 8月24日	○お客様から問合せがあり、傷病手当金の支給状況の確認不足から、傷病手当金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、傷病手当金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	79,173
75			高知	高知東	2018年 11月7日	2019年 1月17日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理が行われたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	24,591
76			神奈川	事務センター	2018年 4月12日	2019年 5月9日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、遺族厚生年金の決定時に退職共済年金を受給していることの登録を漏らしたことから遺族厚生年金の支給停止が行われなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,423,922
77	年金選択の誤り	説明誤り	北海道	帯広	2008年 4月18日	2018年 7月31日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、届出いただく必要のある年金受給選択申出書の案内を行わなかったため、年金の支払いが保留となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給選択申出書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	228,328
78			北海道	帯広	2018年 2月15日	2018年 8月15日	○年金相談時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、お客様に有利となる年金選択方法を誤って説明し、お客様の意向とは異なる年金選択方法の年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,552
79			石川	金沢北	2018年 4月10日	2018年 12月6日	○年金相談時の記録確認により、傷病手当金の支給状況の確認不足から、年金相談センターにおいてお客様に有利となる年金選択方法を誤って説明し、お客様の意向とは異なる年金選択方法の年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	194,353

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
80	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山西	2019年 1月15日	2019年 6月17日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、未支給年金請求書を受付する際、共済組合が支給する年金を受給している場合は、機構における処理だけでなく共済組合へ回付する必要があるところ、回付が漏れていたため、共済組合において未支給年金の処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ未支給年金請求書を回付しました。 ●担当部署において、共済組合が支給する年金を受給している場合の届書の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
81		説明誤り	高知	南国	2019年 8月29日	2019年 9月2日	○年金相談時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、前回の年金相談の際に、委託社会保険労務士がすでに未支給年金を支払済の方に対し、誤って未支給年金請求の案内を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
82	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	秋田	本荘	1993年 1月29日	2019年 5月24日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に標準報酬月額を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,800
83		説明誤り	石川	小松	2019年 2月18日	2019年 6月27日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、脱退手当金の受給要件を満たしていない方に対し、誤って脱退手当金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
84	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2019年 3月26日	2019年 4月26日	○事務センターから連絡があり、死亡一時金支給状況の確認不足から、年金相談センターにおいて過去に死亡一時金を支給済みの方にかかる死亡一時金請求書を再度受付し死亡一時金を支払ったため、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの死亡一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には死亡一時金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	220,000
85	年金の支払時期等の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	2019年 4月2日	2019年 7月1日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、届書を処理する部署へ年金請求書を正しく回付しなかったため、年金の決定が遅れ、年金の初回支払時期が年金相談時にご説明した支払開始時期より遅くなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書受付後の事務処理手順を再確認しました。	1名	なし	0
86	年金決定時の氏名登録誤り	入力誤り	埼玉	川越	1990年 8月9日	2019年 2月27日	○お客様から問合せがあり、入力処理時の確認不足から、老齢年金請求書の処理時に漢字氏名の入力を誤ったため、誤った漢字氏名が記載された年金証書や源泉徴収票が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい氏名が記載された年金証書や源泉徴収票を送付しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
87	老齢年金額の補正誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム開発部	2016年11月頃	2019年7月2日	<p>○担当部署において確認したところ、補正作業時の確認不足から、年金の支払い作業時に補正処理が必要な方に対し、登録する調整額の計算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、補正作業時には登録内容の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	958,130
88	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	千葉	佐原	2017年6月5日	2019年7月18日	<p>○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	過払い	217,240
89		説明誤り	三重	尾鷲	2015年10月30日	2018年12月25日	<p>○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、年金記録の訂正に伴い、老齢年金額が減額となるにもかかわらず、誤って増額となると説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録訂正時には老齢年金額への影響の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
90			新潟	六日町	2018年5月31日	2018年12月18日	<p>○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金記録の訂正に伴い、老齢年金額が減額となる方の過払い金額を誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録訂正時には老齢年金額への影響の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
91	振替加算の誤り	説明誤り	東京	青梅	2018年5月23日	2019年6月11日	<p>○お客様から問合せがあり、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
92			宮崎	宮崎	2019年3月19日	2019年6月7日	<p>○老齢年金請求書受付時の記録確認により、手続きに必要な添付書類の確認不足から、過去の年金相談の際に委託社会保険労務士が振替加算の手続きに必要な添付書類を誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	なし	0
93	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	埼玉	越谷	2019年7月18日	2019年8月5日	<p>○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、他のお客様にかかる年金相談事跡を年金記録の調査結果回答票とともに誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金相談事跡を回収しました。</p> <p>●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
94	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	山形	寒河江	2019年3月1日	2019年8月19日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
95	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	渋谷	2018年 5月22日	2019年 2月21日	<p>○お客様から問合せがあり、事務処理の進捗状況の確認不足から、未支給年金請求書が未処理のまま保管されていることが判明しました。また、当該未支給年金の進捗状況の問合せがあった際に手続き中であると誤って説明していたこと及び未支給請求書を受付した際、遺族厚生年金の請求書を受付していなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、届書受付後の書類の進捗管理を徹底すること及び年金相談時には受給要件の確認を徹底し必要な案内をすることを周知しました。</p>	2名	未払い	1,298,708
96		受理後の書類管理誤り	愛媛	松山東	2019年 4月頃	2019年 5月31日	<p>○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、老齢基礎年金額加算開始事由該当届が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金額加算開始事由該当届を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
97			岡山	津山	2019年 5月28日	2019年 5月29日	<p>○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、未支給年金請求書の添付書類である生計同一に関する申立書が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。生計同一に関する申立書を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</p> <p>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システムの誤りに受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<p>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</p> <p>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)「三共済」についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</p> <p>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</p>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<p>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</p> <p>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</p> <p>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができている場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</p>
21	遡及決定時の届書取漏れによる加給年金の加算漏れ	<p>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</p> <p>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</p> <p>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</p> <p>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<p>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</p> <p>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</p> <p>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<p>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</p> <p>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</p>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○この配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</p> <p>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</p> <p>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</p>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</p> <p>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</p> <p>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</p>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。